

# 富岡市青少年補導員協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、富岡市青少年補導員協議会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を富岡市生涯学習センター内に置く。

(組織)

第2条 本会は、富岡市青少年補導員（以下「補導員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、補導員としての任務遂行の万全を期するため、補導員相互の連絡協調と研修並びに親睦を図り、青少年の健全育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会・研究会・講演会等の開催
- (2) 親睦会
- (3) 関係機関・諸団体との連絡協調
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 2名  |
| (3) 書記会計 | 2名  |
| (4) 理事   | 若干名 |
| (5) 監事   | 2名  |

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長並びに書記会計、監事は、理事の互選により選出する。

2 理事は、別表理事選出区分により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会々則に定める事項を審議する。
- 4 書記会計は、庶務会計を担当し、会務を掌理する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集して会議の議長となる。

2 総会は、毎年1回開催し、事業の計画、予算決算及び役員承認、その他重要事項を審議する。

3 総会は、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

4 理事会は、会長が必要と認めるとき開催し、本会の運営に関する事項を審議する。

5 会議は、出席者の過半数の賛同をもって議決され、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会計)

第10条 本会の経費は、委託金、寄付金等の収入をもってあてる。

(会則の変更)

第11条 本会の会則の変更は、総会の議決を経て行う。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年3月27日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（6条2項関係）

理事選出区分

選出地区	選出数
七日市・黒川地区	1
富岡地区	1
東富岡地区	1
黒岩地区	1
一ノ宮地区	1
高瀬地区	1
額部地区	1
小野地区	1
吉田地区	1
丹生地区	1
妙義・高田地区	1
高校班	1
昼間補導班	1
市P連・子育連代表	2
計	15